

ながさきデザイン会議設置要綱を次のように定める。

平成24年3月9日

長崎市長 田上 富久

ながさきデザイン会議設置要綱

(設置)

第1条 道路、河川、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）及び大規模な建築物等は、重要な景観を構成する要素であることから、公共施設及び大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高い景観デザインとなるよう意見を聴くため、ながさきデザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、学識経験者及び建築、土木、色彩等の専門家で景観に係る識見を有する5人以内の委員で組織する。

(委員)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 会議に前条に規定する委員のほか、特に景観デザインに関し意見を聴くため必要があると認めるときは、若干名の特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、前項に規定する必要と認める期間が終了したときは、解任されるものとする。

(意見聴取)

第5条 市長は、委員（前条の規定により特別委員を置いたときは、その特別委員を含む。）から次に掲げる事項に関し意見を聴く。

- (1) 公共施設及び大規模な建築物等のデザイン及び色彩に関すること。
- (2) 景観の普及及び啓発に係る研修、講演等に関すること。
- (3) その他景観の形成に関すること。

(協議)

第6条 会議は、次に掲げる事業について公共施設及び大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高い景観デザインとなるよう協議する。

- (1) 長崎市景観条例（昭和63年長崎市条例第31号）第11条第2項に規定する景観形成重点地区で公共施設の新設、改修等を行う事業（維持管理に係る事業及び小規模な事業は除く。）
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第5号ロに規定する景観重要公共施設に係る事業（維持管理に係る事業及び小規模な事業は除く。）
- (3) 景観上配慮が必要な場所並びに市民及び観光客が多数訪れる場所で実施する公共施設の新設、改修等を行う事業（維持管理に係る事業及び小規模な事業は除く。）

- (4) 大規模な建築物（景観法第8条第1項の規定に基づく長崎市景観計画（以下「長崎市景観計画」という。）に定められた一般地区にあつては、建築物の高さが40メートルを超えるもの、長崎市景観計画に定められた特定地区及び市街化区域以外の地区にあつては、建築物の高さが20メートルを超えるものをいう。）の建築、改築等に係る事業
- (5) 唐人屋敷まちなみ整備助成金交付要綱（平成15年長崎市告示第274号）、中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱（平成22年長崎市告示第504号）又は長崎市景観形成助成金交付要綱（平成2年長崎市告示第85号）に基づき助成されている事業
- (6) その他景観を形成するため市長が重要と認めるもの
（委員長）

第7条 会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（関係人の意見聴取）

第8条 会議は、必要があると認めるときは、関係人の意見を聴くことができる。

（招集）

第9条 会議は、市長の依頼を受けて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、特別委員を招集する。

（守秘義務）

第10条 委員及び特別委員は、会議を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（実費弁償）

第11条 市長は、委員及び特別委員にこの要綱に基づき事務等を行うため旅費が生じた場合においては長崎市実費弁償条例（昭和23年長崎市条例第62号）の規定により旅費を支給するものとする。

（庶務）

第12条 会議の庶務は、建設局都市計画部まちづくり推進室において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月9日から施行する。